

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成29年度の適用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円／秒)	0.00066468
ディジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円／秒)	0.00043046

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	ディジタル公衆電話 発信機能
①平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年度末×12ヶ月)	923,748	419,700
(a) 下記以外 (台)	437,508	419,700
(b) 特設公衆電話台数 (台)	486,240	0
②合算番号単価 (平成28年度末時点適用分)	2	2
③各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a)+(b-2))	1,213,183	1,473,713
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②)	875,016	839,400
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②)	972,480	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とディジタル公 衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。)	338,167	634,313
④平成28年度の算定対象需要実績 (千時間)	507	951
⑤1秒当り料金額 (③/④)	0.00066468	0.00043046

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値